

「ぐんまの木製品」登録制度実施要領

令和6年1月30日制定

(目的)

第1条 この要領は、木材産業関係者が消費者に対して県産木材を使った製品を供給するため、群馬県（以下「県」）として実施する「ぐんまの木製品」登録制度において必要な事項を定めるとともに、登録された製品及びその取扱い事業者を県が公表することによって、消費者が県産木材を使用した製品を選択しやすい環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「県産木材」とは、林業県ぐんま県産木材利用促進条例（平成30年12月25日群馬県条例第81号）第2条第1項第1号に定めるもので、森林に関する法令に基づき適切な手続きがなされたものをいう。
- (2)「県産木製品」とは、県産木材を加工した製品及び県内で伐採された樹木の枝葉を原料とした製品をいう。
- (3)「登録制度」とは、県産木製品についての産地の証明を、生産・流通・加工等のそれぞれの役割の中で、事業者自らの責任で行い、連携と信頼により、その証明をつないでいく制度のことをいう。

2 この要領において登録された製品を総称して「ぐんまの木製品」という。

(登録の対象)

第3条 知事は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ、別表に掲げる登録の要件（以下、「登録要件」という。）のいずれにも適合している製品を取扱う事業者を「ぐんまの木製品」取扱事業者（以下、「取扱事業者」という。）として、製品を「ぐんまの木製品」として登録することができる。

(事業者の登録申請)

第4条 前条の登録を受けようとする事業者は、登録申請書（別記様式第1号及び別記様式第1号別紙）により、知事に申請するものとする。

(「ぐんまの木製品」の登録)

- 第5条 知事は、前条の登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者を取扱事業者台帳（別記様式第2号）に「取扱事業者」として登録し、事業者登録証（別記様式第3号）を交付するとともに、申請のあった県産木製品をぐんまの木製品登録台帳（別記様式第4号）に「ぐんまの木製品」として登録するものとする。
- 2 知事は、登録にあたり、特に必要があるものと認められるときは、登録を拒否または条件を付すことができる。
 - 3 知事は、登録をしたときは、その旨を公表しなければならない。
 - 4 登録の有効期間は登録の日から、3年を経過した日の属する月の月末までとする。ただし、再度登録を受けることを妨げない。

(取扱事業者の責務)

- 第6条 取扱事業者は、次のことを守らなければならない。
- (1) 本登録制度における業務責任者を選任すること。
 - (2) 入出荷台帳を整備し、取扱った県産木材や「ぐんまの木製品」の出荷量を記録すること。
 - (3) 「ぐんまの木製品」の情報を消費者等に積極的に提供し、その理解と信頼の向上に努めること。
 - (4) 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること。

(証明等)

- 第7条 取扱事業者が、「ぐんまの木製品」を出荷する場合は、「ぐんまの木製品」入出荷台帳（別記様式第5号）により県産木材（素材）の入荷量及び「ぐんまの木製品」出荷量を整理し、保管しなければならない。
- 但し、事業者固有の台帳等、他の方法で「ぐんまの木製品」の適切な管理が可能である場合は、この限りではない。

(「ぐんまの木製品」ロゴマーク)

- 第8条 取扱事業者は、「ぐんまの木製品」を出荷する場合は、「ぐんまの木製品」ロゴマークを刻印または貼付できるものとする。
- 2 「ぐんまの木製品」ロゴマークのデザイン、使用方法、使用責任については、別に定める。

(報告等)

- 第9条 取扱事業者は、毎年4月末日までに前年度の実績として、「ぐんまの木製品」出

荷実績報告(別記様式第6号)を知事に提出する。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、本制度の適正な運営を確保するため、取扱事業者に対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、本制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、取扱事業者の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を確認するものとする。

(取扱事業者の取消)

第11条 知事は、取扱事業者が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。この場合、登録取消通知書(別記様式第7号)により該当事業者に通知し、その理由と共にその事業者の名称を公表する。

- (1) 関係書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 取扱事業者が第6条の責務を守らなかった場合。
- (3) 製品の製造及び販売に係る関係法令に違反した場合。
- (4) 取扱事業者から登録取消申請書(別記様式第8号)による登録取消の申請があった場合。

(取扱事業者の遵守義務)

第12条 取扱事業者は、登録制度の信頼性の確保と円滑な運用を図るため、本要領を遵守するとともに、万一、取り扱った「ぐんまの木製品」について疑義が生じた場合は、自らの責任において対処する。但し、これにより難しい場合には、知事と協議するものとする。

- 2 取扱事業者は、本制度の関係書類を3年間保管するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要なことは別に定める。

附則

この要領は、令和6年1月30日から施行する。

別表

「ぐんまの木製品取扱事業者」及び「ぐんまの木製品」登録要件
<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="236 309 1353 499">1. 申請時において県産木製品を販売した実績が1年以上あること。ただし、申請時現在、県産木製品を販売していなくても、これまでに木材を使用した製品の販売実績が1年以上あり、登録時点で県産木製品として販売することが可能な場合は、本制度の要件を満たすものとする。<li data-bbox="236 521 1353 611">2. 店頭やホームページ、SNS、各種イベント等を通じて、県産木製品の良さ等について県民への積極的な情報発信を行う意欲があること。<li data-bbox="236 633 1353 663">3. 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること。